

行政経営会議の内容

件 名	大和市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
所 管 部	健幸・スポーツ部
日時・場所	令和7年10月23日（木） 13：55～14：15 研修室
出 席 者	市長、副市長、教育長、市長室長、未来政策部長、総務部長、市民経済・にぎわい創出部長、環境共生部長、健幸・スポーツ部長、あんしん福祉部長、こども部長、まちづくり部長、消防長、教育部長、議会事務局長、医療健康課長
提 出 理 由	大和市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定するにあたり、素案の内容について了承を得るため
会議経過	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の計画の改定後、業務継続計画（B C P）の見直し等は考えているか。 (所管部) B C Pとして、令和2年に新型コロナウイルスのパンデミックが起きた際、各課に新型インフルエンザ等発生時の業務継続対応シートを作成いただいたが、今回の計画改定のタイミングで、このシートの更新作業を実施する必要があると考えている。 今回の計画改定に際し、医師や看護師など、エッセンシャルワーカーへの意見聴取等は実施したか。その方法も含め教えてほしい。 (所管部) 本計画や新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）には、医療機関等との連携に関する事項があるため、今後、意見聴取の場を設けることについて関係機関と調整している。また、市立病院とも、本計画に関する情報提供を行ったうえで意見聴取を実施したいと考えている。 本計画における対策項目の7つ目「市民生活及び地域経済の安定の確保」について確認したい。人が亡くなった場合、通常、市民課が死亡診断書を受理し、埋火葬許可証を交付した後、火葬や埋葬が行われることとなる。しかし、特措法では、新型インフルエンザ等の緊急事態においては、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられる旨の記述がある。一方、その後の戸籍処理に関する規定はないが、これまでの国等との調整の中で説明があったのであれば教えてほしい。 (所管部) 現時点では埋火葬や戸籍に関する手続き等の具体的な内容は決まっておらず、新型インフルエンザ等の緊急事態の際に、特例に関する通知として示されるものと認識している。今後、国等から連絡があった際には市民課にも情報提供する。
会議結果	案のとおり、進めていく。